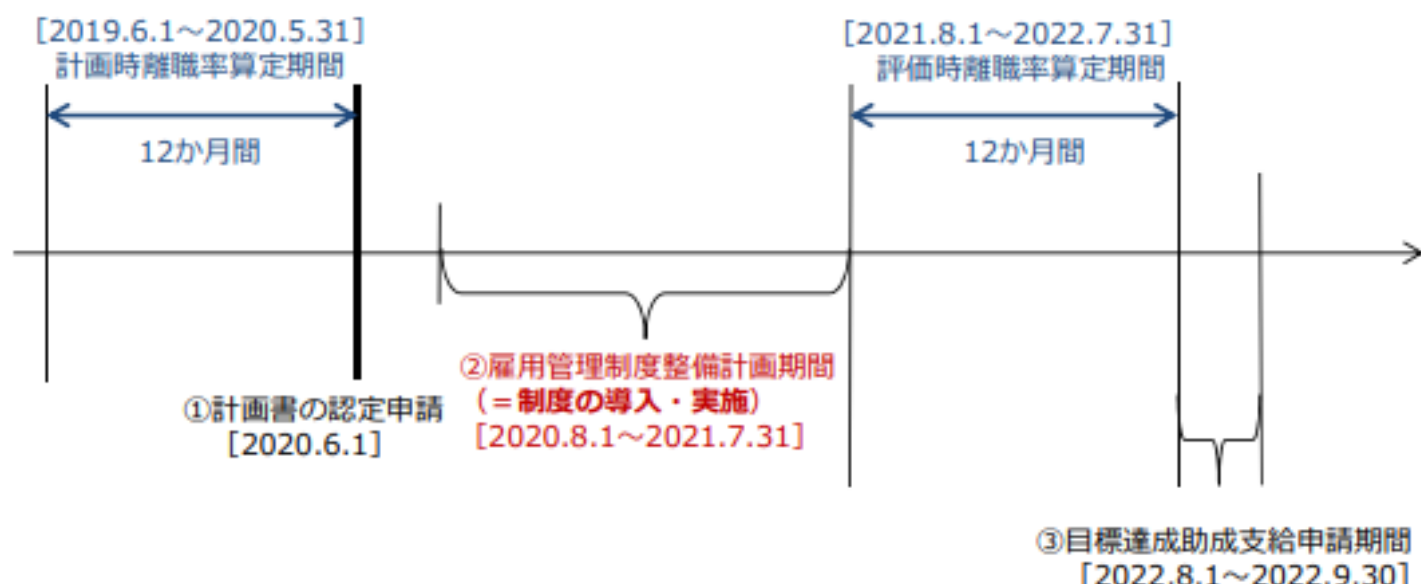


# I 雇用管理制度助成コース

## 雇用管理制度助成コースの申請期間の考え方

- 雇用管理制度整備計画期間を2020.8.1～2021.7.31とし、雇用管理制度整備計画認定申請を2020.6.1に行う場合



①	<p>雇用管理制度整備計画書を作成し、提出します。 その際、認定申請日の12か月前の日の属する月の初日から雇用管理制度整備計画認定申請日の属する月の前月末までの期間の離職率を「計画時離職率」として計算します。</p> <p>【上図の場合】 雇用管理制度整備計画認定申請日：2020.6.1 計画時離職率算定期間：2019.6.1～2020.5.31</p>
②	<p>認定された計画に基づき、制度の導入・実施をします。</p> <p>【上図の場合】 雇用管理制度整備計画期間：2020.8.1～2021.7.31</p>
③	<p>雇用管理制度整備計画期間の末日の翌日から起算して12か月経過する日までの期間の離職率を「評価時離職率」として計算し、計画認定時に示した目標値を達成していれば、<b>目標達成助成を受けられます</b>。 評価時離職率算定期間終了後<u>2か月以内</u>に支給申請を行います。</p> <p>【上図の場合】 評価時離職率算定期間：2021.8.1～2022.7.31 目標達成助成支給申請書提出期間：2022.8.1～2022.9.30</p>